

# 政務調査費に関する名古屋高裁判決

(2015年12月24日)

(2016年12月15日 最高裁第一小法廷で確定)

※当頁は、判決に関して簡潔に解説および当会の見解を加えたもので、詳細や厳密な解釈は[名古屋市民オンブズマンのサイト](#)&[名古屋高裁の判決](#)をご覧ください

裁判は、名古屋市民オンブズマン（原告）が愛知県知事（被告）に対してH21年度の不当に支出された政務調査費を自民党愛知県議団等に返還請求するよう求めたものでした。具体的には、愛知県議会議員が事務所賃料や自動車リース料に支出した政務調査費が実際に政務調査活動に必要であったかが問われ、政務調査費の支出の成果について議員から十分な説明がない以上、これらの支出は議員の当選を目的とした活動であり政務調査活動への支出とは言えないと、原告は主張していました。これに対して被告らは、政務調査活動とは何かは定義できないとし、議員の活動から政治活動と議員個人の活動、議会活動を除いた広範な活動が政務活動なので、実際の成果を示す必要もないとの主張を展開し、争われていました。

[名古屋高裁判決](#)では、名古屋市民オンブズマン（原告）の主張を認め、愛知県知事（被告）に、自民党愛知県議団、民主党県議団、公明党県議団に対し、不当に支出された政務調査費を返還請求するよう命じました（2016年12月15日[最高裁第一小法廷で確定](#)）。

## ☆判決の中で特に注目すべき点

### 《[名古屋市民オンブズマンのコメント](#)より引用》

「具体的な政務調査活動に対する支出であるとの証明がなされていない、とした高裁判決を維持した今回の最高裁判決は、愛知県議会三会派の、極めて広範な政務調査活動に対する解釈が、地方自治法100条14項の解釈としては誤りであることを示したものです。

また、この判決は、調査研究を極めて広範なものであるとの解釈を前提とし、議員の活動に生かされていないものも調査研究活動にあたる、あるいは、郷土史の研究のようなものも政務活動という調査研究にあたる、などという、全国の多くの議会で行なわれている解釈にもノーを突きつけ、政務活動の支出の適法性の判断に関して、市民感覚こそ正当であることを示したものとして、全国に与える影響は極めて大きいと考えます。」

「私たちは、愛知県議会に対し、直ちに政務活動費の支出のあり方、支出手続きを見直すことを求めます。また、今年、全国に拡大した政務活動費の不正支出の議論が、この判決をきっかけとして、単なる領収証の偽造や改ざんといった問題から一歩進んで、政務活動費が議員活動にどのように生かされたか、といった、政務活動費に対する本質的な問題を論点として議論が進化することを期待したいと思います。」

===== 引用 以上 =====

続く

具体的に判決の中で述べられていることは

- ① 政務調査費の使途は「議員の調査研究に資するため必要な経費」と地方自治法 100 条 14 項で決められており、条例で政務調査費の使途を制限することはできるが、勝手に拡大解釈することはできない
- ② 事務所の賃借料は「事務所費」であっても「事務費」ではない
- ③ 事務所費と自動車リース料は基本的に政務調査費の支出対象として想定されておらず、「議員の調査研究に資するため必要な経費」であることを個別具体的に主張立証しない限り政務調査費とは認められない

という、**いたって市民の常識に沿ったもの**です。

### ☆政務調査費は政務活動費と改称されたが・・・

H25 年に政務調査費は政務活動費と改称され「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費（中略）の一部として政務活動費を支給することができる・・・」のようにその使途は、議員の「調査研究」のみならず「その他の活動」にも認められ、しかも、これを充てることができる経費の範囲についても、従前とは異なり条例で定めることとなりました。

条例で定める、政務活動費に含まれる「その他の活動」とは一体何でしょうか？ 条例で定めれば何に使ってよいというものではありません。選挙目当ての活動、後援会活動は含まれないのは当然として、政務に直接関係した経費に限定されるべきです。政務調査費の時に原則政務とは言えないとして認められなかった事務所費や車両リース代などの支出が、政務活動費と改称されたとたん認められるというのは市民感覚として許すことはできません。**今後、政活費に関してその活動の成果と使途の見直しを含めた可視化を求めていく必要があります。**